

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年7月4日

横浜市契約事務受任者  
横浜市中区長 小林 英二

1 契約の概要

本牧地区センター体育室のバスケットゴール板にひびがあり、また、ゴールの上下調節装置にも不具合があり危険なため修繕した。

2 履行(納品)場所

本牧地区センター体育室

3 契約日

令和5年5月8日

4 履行日又は履行期間

令和5年6月20日

5 契約金額

1,964,600円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市青葉区みたけ台23-3

東京体育用品株式会社 代表取締役 加藤 芳範

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

破損の危険があるため使用禁止としたが、その後も、利用者等が意図せずまたはいたずら等で破損し重大な事故となる恐れがあり、緊急に修繕する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は、地区センターにも精通し、迅速な修繕対応が可能で、過去の履行実績が良好であるため。

9 所管課

中区地域振興課